

<預金口座振替依頼書について>

納付義務者・振替登録口座ごとに依頼書が必要となります。

※固定資産税の場合、個人名義・共有名義で1枚ずつの提出が必要です。

また、持分の違う共有名義が複数ある場合も、それぞれ依頼書が必要となります。

<口座振替開始の時期>

印鑑照合等に時間を要するため、**口座振替開始まで通常2ヶ月程度**かかります。

※**固定資産税**について翌年度1期から口座振替をご希望の場合、通常よりも手続きにお時間を要しますので、**前年12月末まで**にご提出ください。

口座振替登録が済んでいない場合は、納付書が郵送されます。

既に納付書が届いており、口座振替登録が済んでいない場合は、納期限後に督促状が発送されます。予めご承知おきください。

記入例

預金口座振替依頼書

金融機関 御中

金融機関への届出印を3枚ともに丁寧に押印してください。

収納企業名 常滑市

預金口座 氏名 常滑太郎

住所 (ゆうちょ銀行のみお書きください)
(ゆうちょ銀行様のみ記入)

金融機関への届出印 銀行 常滑 新開町 支店

とこなめ 銀行 金庫 農協・組合

銀行コード・店コード 1 2 3 4 5 6 7

預金種目 1.普通 2.当座 3.納税

口座番号 1 2 3 4 5 6 7

ゆうちょ銀行 種目コード 1 6 6 契約種別コード 下記による 通帳記号 1 0

税金等 払込先口座番号

水道料金等 払込先口座番号

振替(払込)日 収納企業の指定する日

<口座振替できる金融機関>

知多信用金庫・あい知多農業協同組合・三菱UFJ銀行・あい知多銀行・半田信用金庫・西尾信用金庫・東海労働金庫・ゆうちょ銀行

※支店名・預金種目を忘れず記入してください。

※口座番号は右詰めをお願いします。

※ゆうちょ銀行は点線内を記入・押印してください。

預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行の場合は自動払込規定が適用されます。)

1. 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額 (当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。

口座振替を希望される税目を○で囲んでください。

また、納付区分を選択できるものについては前納・期別のどちらかを○で囲んでください。

※前納を選択されると第1期納期限に全税額が引き落とされます。

(収納企業使用欄) ※振替(払込)希望税目に○印をつけてください。

種別	市県民税	国民健康保険税	軽自動車税	水道料金等	保育料	給食費	住宅使用料	駐車付場料	高坂管理料	介護保険料	下水料金	後期高齢者医療保険料	児童育成クラブ	保育料
振替(払込)希望税目	○													
納付区分等	前納	前納	前納											
コード番号	35	35	35	22	30	30	25	30	30	30	30	28	30	

納付義務者 住所 常滑市新開町4丁目1番地 (☎ 0569 - 35 - 5111)

水道使用者 氏名 常滑 夢1. 太郎3 常滑 夢 (生年月日 S40年3月4日)

保護者

納付義務者名を(納税通知書・納付書に記載の住所氏名をそのまま略さず)記入してください。

電話番号・性別・生年月日も忘れず記入してください。

※固定資産税の振替をご希望の際は、共有・名義等が付いていないか、必ず納付書を確認してください。

※国民健康保険税の場合、**世帯主様課税**となりますので、納付義務者欄には世帯主様を記入してください。

※市役所又は市内金融機関に提出して下さい(市役所に郵送可)